

予防事務審査・検査基準の改定について
(消防用設備等の設置のあり方)
令和5年4月1日運用開始

1 改定趣旨

昨今の防火対象物の用途の多様化、大規模化及び複雑化並びに消防関係法令の複雑化に伴い、現行の基準では、その運用において判断が困難な状況や不合理が生じる場合があります。

こうした状況を踏まえ、消防用設備等の設置のあり方について庁内で検討を重ね、消防職員の判断の統一化と防火対象物の事業主、設計者等にも理解が得られるよう、簡潔かつ合理的な基準に改定しました。

2 改定概要

(1) 基準の目的等(第1章、1、(2)関係) (新設)

総務省消防庁の通知等に対する基準の位置づけを明確にしました。

(2) 新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い(第1章、3関係) (新設)

新たに定めた基準又は変更した基準の運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物は、法令改正に係る事項を除き、原則として、従前の基準を継続できるものとする取扱い等を明確にしました。

(3) 床面積等及び階等の取扱い(第2章第1節第5関係) (一部新設)

ア 建築物の棟、床面積及び階の取扱いは、建築基準法令によるほか、関係通知及び書籍を参考とすることとし、関係通知は第7章の資料編に掲載します。(同1関係)

イ 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定(同2関係)

(1) 政令別表第一に掲げる用途に供される防火対象物の床面積の算定方法と特殊な用途として必要な消防用設備等が規定されている部分の床面積等の算定方法をそれぞれ別に示しました。(同2、(1)及び(2)関係)

(イ) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定について、建築物以外の防火対象物(以下「工作物等」という。)又はその部分の床面積は、原則として、建築基準法令の規定に準じて算定することを明確にしました。(同2、(1)、ア関係)

(ロ) 昇機等の機械装置により車両を駐車させる構造及び同方法で自転車を駐輪させる構造の床面積の算定は、水平投影面積によるものを取りやめ、建築基準法令によるものとするため、削除しました。(同2、(1)、イ関係)

(ハ) 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定方法を新たに策定しました。(同2、(2)、ア関係)

(ニ) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させるものを複数設置する場合の床面積等の算定方法を、屋内(直接外気に接し、常時開放されている部分を含む。(ロ)において同じ。)に設置する場合と屋外に設置する場合のそれぞれについて新たに策定しました。(同2、(2)、イ、(ウ)関係)

- (㊦) 屋内の部分と屋上の部分が一体的に駐車のために供される場合について、水噴霧消火設備等の設置の要否の判断基準を新たに策定しました。(同2、(2)、イ、(エ)関係)
- ウ 消防用設備等の設置にあたっての階数及び階の取扱い(同3関係)
- (㊧) 消防法令上の階数の算定について、建築基準法令によることを明確にしました。(同3、(1)関係)
- (㊨) 工作物等又はその部分の階数の算定は、原則として、建築基準法令の規定に準じて算定することとしました。(同3、(1)、ア関係)
- (㊩) 階数に算入されない階にも、消防法令上の階に係る規定(階数に係るものを除く。)を適用することを明確にし、併せて(4)、ウのとおり当該部分における特例基準を策定しました。(同3、(2)関係)
- (㊪) (ウ)にかかわらず、階数に算入されない階は、政令第21条第1項第7号及び省令第23条第4項第7号に規定する「避難階以外の階」には該当しないこととしました。
- なお、従前の取扱いと変更はありません。(同3、(4)関係)
- (㊫) (ウ)にかかわらず、条例第39条第1項第5号及び第40条第1項第4欄は、階数に算入される階が31mを超える場合に、当該規定を適用することとしました。
- なお、従前の取扱いと変更はありません。(同3、(5)関係)
- (4) 消防用設備等の設置を要しない部分等(第2章第1節第9関係)(新設)
- ア イの特段の規定を除き、屋上、デッドスペース等を消防法第17条第1項及び第2項に基づく消防用設備等の設置を要しない部分として運用することを新たに明確化しました。(同1、(1)及び(2)関係)
- イ 駐車のために供する部分等の特殊な使用形態により消防用設備等が義務付けられる規定を特段の規定として決めました。(同1、(3)関係)
- ウ 外気開放部分等に対して新たに特例基準を策定しました。(同2、(1)関係)
- エ 省令第13条第3項第6号及び第23条第4項第1号口に規定する外部の気流が流通する場所の範囲を改定し、明確にしました。(同2、(2)関係)
- (5) 所要の整備
- ア 政令第13条第1項第6項及び第7項の床面積の算定部分の整合を図りました。(第2章第1節第5、2、(2)、ウ関係)
- イ (4)、エの改定に伴い、省令第13条第3項第6号に規定する外部の気流が流通する場所に係る部分の整合を図った。これに伴い、第4章第2節第4、I、1、(4)、ア、(エ)を一部修正及び削除します。
- ウ (4)、エの改定に伴い、省令第23条第4項第1号口に規定する外部の気流が流通する場所の範囲を第4章第2節第11、I、3、(1)、アに追加します。
- エ ラック式倉庫の消防用設備等の設置にあたっての階数及び延べ面積の算定は建築基準法令によることとするため、第2章第3節第6、4、(1)及び(2)を一部修正及び削除します。

3 改定基準（改定部分抜粋）

別記1のとおり

4 予防事務質疑応答集の変更等の項目

別記2のとおり

5 運用開始日

令和5年4月1日

6 その他

(1) 既存防火対象物等の取扱い

2、(2)のとおり取り扱います。

(2) 2、(4)、ウで新たに定めた特例の取扱い

特例を適用する場合、火災予防条例第64条に基づく特例申請は要しません。

(3) 基準の改定に係る資料

ア 建築基準法の取扱いに係る参考図書

「基準総則集団規定の適用事例」

イ 関係業界団体への周知

本改正について、主管課から関係業界団体へ周知します。